

くらしの安心情報

情報ファイル NO.159

平成 27 年 10 月 13 日

安い料金で水道管内部の点検に応じたら、点検後に水道管洗浄と活水器の取付けが必要と勧められ契約してしまいました。高額なので解約したいのですが...

【相談者 60代 女性】

相談内容

昨日、突然、自宅に業者が訪問し、「水道管内部の点検を1,000円です」というので、その場で見てもらったところ、「赤さびがひどいので、水道管の洗浄とセラミック活水器の取付けが必要だ。」と勧められ、その場で、40万円で契約しました。しかし、よく考えると高額なので解約したいのですが...

対処方法

この事例は、「安い料金(または無料)で点検する」と言って訪問し、「水質に問題がある」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる「点検商法」といわれるものです。「点検商法」は、内容が専門的なものが多く、消費者にとっては本当に必要な契約かどうかその場ではわからないことがほとんどです。

- ・ 相談者には、この商法は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができることを伝え、解約通知のハガキを出すよう助言しました。(既に代金を支払っている場合は、返金を求め、取付工事が終わっている場合は、原状回復を求める旨を明記します。)
- ・ 当初依頼した目的と異なる商品の取り付けや工事が必要と言われても、その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積りを取って検討するなど、慎重に対応することが大切です。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。



解約したいんだけど...



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890